

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	87 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 https://yokohama.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2020/05/20200522_jitsumukeiken_kamokuichiran.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	学校関係者評価委員会 〈審議事項〉 (1) 自己評価の結果の内容の適切性 評価内容は、自己評価項目に準ずる。 ①教育理念・教育目的・教育目標 ②教育課程 ③教授・学習・評価過程 ④組織・管理運営 ⑤入学 ⑥卒業・就職・進学 ⑦地域社会貢献・国際交流 ⑧教職員の育成 ⑨法令等の遵守 (2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善策の適切性、妥当性 (3) 学校の重点目標や自己評価の評価項目等の適切性 (4) 学校運営の改善に向けた実際の取組みの適切性 〈意見の活用方法〉教育の質の保証と向上、学校運営に活用 翌年の学校目標などに反映させる 〈構成員の選出〉学校長 〈構成員の定数〉学校関係者2～3名 学校長、副学校長、事務長、教務主任

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院 看護師 看護管理者	2020.4.1～2021.3.31 但し再任は妨げない	実習施設 看護管理者
独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院 看護師 医療安全管理者	2020.4.1～2021.3.31 但し再任は妨げない	実習施設 卒業生
独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院 看護師 感染対策管理者	2020.4.1～2021.3.31 但し再任は妨げない	実習施設 卒業生
(備考) 2020年度の学校関係者の構成員を示す。 2020年3月、独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院附属看護専門学校学校関係者評価に係る実施要項を見直し、学校関係者の人数、評価委員会の構成について改正した。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 1) 授業計画作成過程 (1) 各授業科目の学習目標(到達目標)は、教育理念、教育目標、分野目標、領域別目標に基づき一貫性をもって設定している。 (2) 毎年9月より、次年度のカリキュラム変更内容、進捗計画、臨地実習計画を教務会議において検討する。 (3) 講師選定が必要な科目は、学校管理者会議において決定し、本校の教育理念、教育目標、科目設定のねらい、科目目標を説明の上、授業計画の作成を依頼する。 (4) 各授業科目の評価については、担当講師と相談の上、筆答、口答、レポート提出、実技の方法のいずれかを設定している。臨地実習については、臨地実習評価表に基づく評価としている。 (5) 次年度も継続の講師には、終講時に次年度用のシラバスの見直しを依頼する。 (各授業科目の授業内容、授業方法、評価方法、使用テキスト) (6) 令和元年度は、学生が活用しやすいシラバスとなるよう、全科目の様式を統一し、授業方法、授業内容、授業回数、学習目的と到達目標、成績評価の方法、実務経験の教員の別、科目と看護師国家試験出題基準との関連、準備学習等の情報を載せ作成した。 (7) シラバスは、『教育課程の概要』として4月に冊子を学生に配布する。 2) 公表方法 年度初めに印刷した冊子を配布し、始業後に各学年ガイダンスを実施。令和元年度からはホームページ上でシラバスの公開を開始している。	
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載 https://yokohama.jcho.go.jp/kango/%e4%bb%a4%e5%92%8c2%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e3%82%b7%e3%83%a9%e3%83%90%e3%82%b9/

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

以下の学則、履修規程に則り、3年生は2月、1,2年生は3月に単位及び卒業認定会議にて、審議、認定している。会議の構成員は、学校長、副学校長、事務長、教務主任、実習調整者、専任教員である。

【学則】(一部抜粋)

第21条(入学前の既習得単位の認定)

本校の入学前に放送大学その他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士若しくは言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号、別表第3)に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があったときは、学校長は、履修した内容の評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲内で本校において履修したものと認定することができる。

2 本校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学した者から、単位の認定について申請があったときは、学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号別表第4)に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号、別表第4)若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号、別表第4)に定める「人間と社会」の領域に限り、既習の学習内容の評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

3 本校の入学前に看護師養成所(3年課程)で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があったときは、学校長は、履修した内容の評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲内で本校において履修したものと認定することができる。

第22条(単位の授与)

学校長は、別表1に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を

認定し所定の単位を与える。

第23条(授業科目の評価及び単位修得の認定)

単位修得の認定は、講義・実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2 出席時間数が授業時間の必要時間数以上に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者についてはこの限りではない。

3 授業科目の評価は、A,B,C及びDとし、C以上を合格とする。

4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。

【履修規程】(一部抜粋)

第3条(既修得単位の認定)

学校長は、本校に入学する前に他の教育機関において履修した科目について教育上有益と認める場合は、学則21条に従い、本校において履修したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

第4条 (受験資格)

試験科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の3分の2、臨地実習においては4分の3に満たないときは、その科目の試験を受けることができない。ただし、欠席の事情、程度により、当該科目の担当講師が成業の見込みがあると認めた場合に限り補習を受け、受験することができる。

第5条 (試験)

試験は、教育計画に掲げる学科目について行う。

- 2 試験は、当該科目が終了したときに担当講師が行う。1科目について1試験を原則とする。ただし中間で行うこともある。また、1科目2単位以上の場合は、2試験以上実施する場合がある。
- 3 試験は点数をもって表し、各科目（各試験）については100点をもって満点とし、各試験60点以上を合格、それ未満は不合格とする。
- 4 1科目2試験以上実施する科目の成績は各試験の合算したものとす。

第6条 (試験方法)

試験の方法は、筆答、口答、レポート提出、実技および臨地実習評価による。

- 2 筆答の場合、試験時間は、原則1試験60分とする。
- 3 試験会場への入室は、試験開始10分前から、20分後まで許可する。
- 4 受験には、学生証が必要である。学生証を忘れた場合は、試験開始前までに事務手続きを行い（手数料が必要）、在学証明書を持参する。
- 5 臨地実習の場合は、実習評価規程を別に定める。

第10条 (試験の失格条件)

試験の失格条件は次のとおりとし、当該科目の評価の資格を失う。

- 2 正当な理由と認められない場合の試験日の欠席
- 3 正当な理由と認められない場合の当該試験時間の3分の1以上の遅刻

第14条 (学修の評価)

学修の評価は、当該科目の担当講師が次の基準により行う。

評価	評価の基準 (100点満点)	判定
A	80点以上 100点まで	合格
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

上記以外にも追試験（実習）、再試験（実習）について規定している。

また、11月、3月には学生の保護者宛に成績通知表を郵送している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 客観的な指標の算出方法

1) 各試験科目の評点

履修規程により、各科目の試験方法は、筆答、口答、レポート提出、実技および臨地実習評価である。評点はすべて100点満点で評点をつけている。

2) 個人の平均点の算出方法

当該年度に履修した科目の試験結果の総和を履修した科目数で除算し算出。

3) 成績の分布状況の把握

個人の平均点を指標の数値（60点未満・60点～70点未満、70点～80点未満、80点～90点未満、90点～100点）に分類し成績の分布状況を把握している。

【令和元年度 第1学年 成績分布状況】

学科名	看護科 (3年課程)	学年	1	学生数	61
成績の分布					
指標の数値	60点未満	60～70点未満	70～80点未満	80～90点未満	90～100点
人数	0	1	34	25	1
下位1/4に該当する人数		12人			
下位1/4に該当する指標の数値		74.9点以下			

客観的な指標の算出方法の公表方法	客観的な指標の算出方法を学校ホームページに掲載 https://yokohama.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/03/4.seisekihyouka.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 1) 卒業の認定方針 以下の学則に則り、2月の卒業認定会議にて、審議、認定している。会議の構成員は、学校長、副学校長、事務長、教務主任、実習調整者、専任教員である。 【学則】(一部抜粋) 第22条(単位の授与) 学校長は、別表1に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。 第23条(授業科目の評価及び単位修得の認定) 単位修得の認定は、講義・実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う。 2 出席時間数が授業時間の必要時間数以上に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者についてはこの限りではない。 3 授業科目の評価は、A,B,C及びDとし、C以上を合格とする。 4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。 第24条(卒業) 学校長は、学校所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を取得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるものは、原則として卒業することができない。 3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 第25条(称号の授与) 学校長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。 第26条(資格の取得) 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。 2) DP(ディプロマポリシー)卒業時の期待像を掲げ、卒業時評価している。 1. 人間愛と豊かな感性を兼ね備え、個人を尊重した態度を基盤として、対象との円滑な人間関係を築くことができる。 2. 看護実践においては、知識・技術・態度を統合し、対象に応じた看護を論理的・科学的に思考し活用できる。 3. 日々変化する社会と医療に対して興味・関心を持ち続け、社会の中で求められる看護について考えることができる。 4. 看護専門職業人としての自覚と、継続学習による能力の維持・開発が生涯にわたって必要であることを理解して、努力できる姿勢を培える。 3) 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度評価 看護師養成所の運営に関する指導ガイドラインに則り、『看護技術到達度の視点』(参考資料5)に基づき基礎看護技術到達度の評価を実施。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	卒業認定に関する方針(DP(ディプロマポリシー)卒業時の期待像を含む)を学校ホームページに掲載 https://yokohama.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/03/5.sotugyouhousin.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校
設置者名	尾身 茂

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに掲載 https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/
収支計算書又は損益計算書	https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/
財産目録	-
事業報告書	https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/
監事による監査報告（書）	https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	看護		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	3045/100 単位時間／単位	1707 単位時間	257 単位時間	1039 単位時間	14 単位時間	28 単位時間	
			3045 単位時間／100 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
210 人		185 人	0 人	13 人	111 人	124 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 1）授業計画作成過程 （1）毎年9月より、次年度のカリキュラム変更内容、進捗計画、臨地実習計画を検討する。 （2）講師選定が必要な科目は、学校管理者会議において決定し、本校の教育理念、教育目標、科目設定のねらい、科目目標を説明の上、授業計画の作成を依頼する。 （3）次年度も継続の講師には、終講時に次年度用のシラバスの見直しを依頼する。 （4）シラバスには、科目名、講師名、単位数（時間数）、授業の種類と内訳、履修条件、実務経験のある教員の区別、学習目的、到達目標、授業計画（回数、学習課題、学習内容、授業方法、担当講師）、準備学習等、成績評価の方法、テキスト、参考図書、看護師国家試験出題基準を掲載している。 （5）授業方法は、科目や単元により講義、実習、演習、実技のいずれかである。 2）公表方法 平成30年度までは年度初めに印刷した冊子を配布し、始業後に各学年ガイダンスを実施。 令和元年度より、冊子の配布と学校ホームページで公開している。

成績評価の基準・方法															
(概要) 【学則】 (一部抜粋) 第 22 条 (単位の授与) 学校長は、別表 1 に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。 第 23 条 (授業科目の評価及び単位修得の認定) 単位修得の認定は、講義・実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。 2 出席時間数が授業時間の必要時間数以上に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者についてはこの限りではない。 3 授業科目の評価は、A, B, C 及び D とし、C 以上を合格とする。 4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。 【履修規程】 (一部抜粋) (学修の評価) 第 14 条 学修の評価は、当該科目の担当講師が次の基準により行う。 <table border="1"> <tr> <th>評価</th><th>評価の基準 (100 点満点)</th><th>判 定</th></tr> <tr> <td>A</td><td>80 点以上 100 点まで</td><td rowspan="3">合 格</td></tr> <tr> <td>B</td><td>70 点以上 80 点未満</td></tr> <tr> <td>C</td><td>60 点以上 70 点未満</td></tr> <tr> <td>D</td><td>60 点未満</td><td>不合格</td></tr> </table>			評価	評価の基準 (100 点満点)	判 定	A	80 点以上 100 点まで	合 格	B	70 点以上 80 点未満	C	60 点以上 70 点未満	D	60 点未満	不合格
評価	評価の基準 (100 点満点)	判 定													
A	80 点以上 100 点まで	合 格													
B	70 点以上 80 点未満														
C	60 点以上 70 点未満														
D	60 点未満	不合格													
卒業・進級の認定基準															
(概要) 1) 卒業の認定方針 以下の学則に則り、2 月の卒業認定会議にて、審議、認定している。会議の構成員は、学校長、副学校長、事務長、教務主任、実習調整者、専任教員である。 【学則】 (一部抜粋) 第 24 条 (卒業) 学校長は、学校所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を取得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えるものは、原則として卒業することができない。 3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 2) 進級について 【履修規程】 (一部抜粋) 第 4 条 (受験資格) 2 各臨地実習科目を履修するには別表 2 に掲げる履修条件があり、条件を満たしていない場合、各臨地実習科目を履修することができない。ただし、基礎看護学臨地実習 I—1 はこの限りでない。 すなわち、1・2 年次のすべての授業科目の単位取得ができていない場合、3 年次への進級はできない。 単位制であるが、1 年次に複数科目の単位取得ができなかった場合で、本人が希望する場合は 1 年次の原級留置を認めている。															

学修支援等
(概要) 1) 学年担当制 学年担当の専任教員を2名ずつ配置し、カリキュラム担当、教科調整と健康管理に役割分担し、担当学年の履修や学校生活等の指導を行っている。 2) アドバイザー制 学年担当の指導以外に、1～3 学年を縦割りでグループ編成し、各学年 5～6 名で 1 グループ 15～16 名を 1 名の専任教員が担当し、学生が教員に相談しやすい環境としている。 また、学年間の交流を促進するようにも働きかけ、3 年生が 2 年生、2 年生が 1 年生の指導ができるよう支援している。 3) 学生意見箱の設置 学生が教職員に対しての意見を直接伝えることができない場合を考え、無記名での意見の提出(書面、メール)ができる体制をとっている。意見の回収や閲覧は併設病院の総務課が行っている。 4) 学生カウンセラーの設置 1 回/週 臨床心理士である学生カウンセラーによる学生相談室を開設している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
60 人 (100%)	0 人 (0%)	58 人 (96.7%)	2 人 (3.3%)
(主な就職、業界等) 独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院、横浜保土ヶ谷中央病院、相模野病院、東京蒲田医療センター等の法人内関連病院、横浜国立大学附属市民総合医療センター等			
(就職指導内容) 1. 法人内関連病院の合同説明会を 4 月に開催 2. 法人内関連病院参加の外部セミナーの案内 3. 履歴書の書き方、面接などの個別指導 4. 模擬小論文の書き方の個別指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 1. 看護師国家試験の受験資格 2. 助産師、保健師養成所の受験資格 3. 専門士（医療専門課程）の称号の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
212 人	19 人	9.0%
(中途退学の主な理由) 成績不振に伴う進路変更 看護以外の職業への関心による進路変更 多重課題のストレスに伴う学習意欲の低下 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) - 成績低迷者や遅刻欠席が散発する学生に対して、個別面接、保護者への連絡などを行い早期の対応を図る。 - 学生相談室に行けるよう、①学生相談室の開設日、時間を説明する、②相談室を希望する場合は、予約のとり方を説明する。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	200,000 円	480,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
【奨学金制度】 ① 独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院奨学金（月額 50,000） ② 独立行政法人地域医療機能推進機構 委託元病院奨学金（月額 30,000～50,000） 【授業料免除規程】 独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院附属看護専門学校 授業料等免除規程より一部抜粋（免除の対象者） 第2条 免除を受けることができる学生は、次の各号の何れかに該当する場合とする。 （1） 休学による場合 （2） 復学による場合 （3） 退学による場合 （4） 本校が命ずる退学（死亡又は行方不明を含む） （5） 学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が申請日の1年以内に死亡、または、労働能力を喪失もしくは風水害等の災害を受けた場合 （6） 学校長が特に認めた場合 （休学） 第3条 休学を許可された場合は、休学期間中の授業料等の納入を免除する。但し、休学又は復学の日が属する期分の授業料は納入しなければならない。 （復学） 第4条 復学を許可された場合は、復学の日が属する期分の授業料は納入しなければならない。 2 諸経費については、復学前に納入しなければならない。 （退学） 第5条 退学を許可された場合は、次学期分の未納授業料は全額免除する。 （本校が命ずる退学） 第6条 本校が命ずる退学となった場合は、次学期分の未納授業料は全額免除する。 （災害等） 第7条 学資負担者が申請日の1年以内に死亡、または、労働能力を喪失もしくは風水害等の災害を受け、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合は、申請により災害の発生した日の属する次学期分（未納の場合は当学期分）の授業料等を免除することができる。 （特例） 第8条 学校長が特に認めた場合は、授業料等を免除することが出来る。 【大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等の減免】 令和2年4月より				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://yokohama.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2020/05/20200522_rlgak kouhyouka.pdf
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）
1. 独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校 学校評価実施規程より（一部抜粋） (目的) 第1条 この規程は、教育活動および学校運営等の質の保証と向上に資することを目的に、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。 (評価の目的) 第3条 自己評価は、教職員が教育活動全般について自己改革を行うとともに、教育の質の向上を図り、もって学校における教育目標を達成するために行うことを目的とする。 2 学校関係者評価は、自己評価の客観性及び透明性を高め、学校の質の向上に資することを目的とする。 (評価の実施) 第4条 自己評価および学校関係者評価については別に定める実施要項に則り、年1回各々評価を実施する。 (評価結果の活用) 第5条 教職員は委員会が取り纏めた自己評価結果を活用し、教育活動の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。 2 学校長は学校関係者評価委員会の意見を聴き、学校運営に活用しなければならない。 ※評価結果は、次年度の学校重点目標、具体的方策に反映する。 2. 独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校 学校関係者評価に係る実施要項より（一部抜粋） (目的) 第1 この要項は、独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）が実施した学校自己評価について、評価結果の客観性、透明性を高めるために行う、学校外の関係者（以下「学校関係者」という。）による評価について、必要な事項を定めることを目的とする。 (学校関係者) 第2 学校関係者は、次に掲げる項区分から学校長が指名する2～3名の委員により構成する。 (1) 看護界関係者（附属病院、実習病院、看護学校協議会、日本看護協会等） (2) 卒業生（同窓会関係者、卒業一定のキャリアをもった看護職） (3) 学校職員でない学校関係者（外部講師、実習指導者） (4) 元当校教員 (5) その他校長が必要と認める者 2 委員は学校長が委嘱する。 (任務) 第3 学校関係者は、学校教育法第43条および学校教育法施行規則第67条に規定する学校関係者 評価に関する事項について評価・審議する。 (1) 自己評価の結果の内容の適切性 評価項目は自己評価項目に準ずる。 ①教育理念・教育目的・教育目標 ②教育課程 ③教授・学習・評価過程 ④組織・管理運営 ⑤入学 ⑥卒業・就職・進学 ⑦地域社会貢献・国際交流 ⑧教職員の育成

⑨法令等の遵守
⑩その他、学校長が必要と認める事項

(2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善策の適切性、妥当性
(3) 学校の重点目標や自己評価の評価項目等の適切性
(4) 学校運営の改善に向けた実際の取組みの適切性

(任期)

第4 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合で、学校長が必要と判断した場合は速やかに新たな委員を委嘱する。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(評価委員会)

第5 学校関係者評価を円滑に行うために、学校関係者評価委員会を（以下「委員会」という。）を設置する。

1 〈構成〉
委員会は、学校教職員、学校関係者で構成する。
委員長は、学校関係者から選出し、委員会での議長となる。

2 〈委員会の開催〉
学校長は、必要に応じ委員会を開催する。議題等討議すべき事項については委員に予め通知する。

3 〈所掌事務〉
(1) 報告書の作成に関すること。
(2) 結果に基づく改善策の提案に関すること。
(3) 結果の公表に関すること。
(4) その他実施について必要な事項に関すること。

(学校関係者評価結果の報告)

第6 委員長は学校関係者評価結果を学校長に報告する。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ヶ谷中央病院 看護師 看護管理者	2020.4.1～2021.3.31 但し再任は妨げない	実習施設 看護管理者
独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院 看護師 医療安全管理者	2020.4.1～2021.3.31 但し再任は妨げない	実習施設 卒業生
独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院 看護師 感染対策管理者	2020.4.1～2021.3.31 但し再任は妨げない	実習施設 卒業生

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

https://yokohama.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2020/05/20200522_r1gakkouhyouka.pdf

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://yokohama.jcho.go.jp/kango/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。